

(縦覧用)

平成24年9月26日、第13回中標津町農業委員会総会を、中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	中村正生
2番	笠原康博
3番	房川喜洋
4番	氏家康夫
5番	杉本公也
6番	柴野忠征
7番	滝本 広
8番	本田信幸
9番	太田 誠
10番	國見正則
11番	久保伸一
12番	小沼 悟
13番	佐々木邦夫
14番	重松秀光
15番	纒坂尚久
16番	金刺健四郎
17番	安田 稔
18番	戸田重勝

附議した案件

- 議案第 6 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 6 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 6 4 号 現況証明願いについて
議案第 6 5 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 6 6 号 農業経営基盤強化促進法第 1 3 条の 2 の規定による買入協議の要請について
議案第 6 7 号 農地法第 6 条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について
報告第 4 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約通知について
報告第 4 3 号 農地委員会開催報告について
報告第 4 4 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について

本日出席した職員

事 務 局 長	原 田 武 志
農地係長・庶務係長	若 森 修 二
農 地 主 査	吉 田 佳 弘
係	本 間 光 代

(開 会 1 0 時 3 5 分)

議 長 おはようございます。
ただ今の出席委員は 1 8 名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第 1 3 回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程 1、「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第 2 4 条第 2 項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。

9 番 太田 誠 委員
1 0 番 國見 正則 委員
以上、2 名を指名致します。

日程 2、会務報告を事務局長から報告致します。
事務局長。

事務局長 7 月 2 5 日の総会以降につきまして会務報告を致します。
項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと思います。
最初に、8 月 2 7 日北海道農業会議より幡野調査役を講師に派遣していただき、計根別農協 2 階会議室を会場として開催した、農業者年金加入推進研修会であります。
今回は、農業委員会・農業者年金協議会・計根別農協青年部の共催による開催であり、委員 1 1 名、年金協議会代議員・関係機関担当・計根別農協組合員合わせて 1 6

名、事務局3名の出席で新農業者年金制度についての研修を受けております。

次に、中標津町農業振興協議会が8月28日202号会議室で開催され、

が行う農機具格納庫建設に伴い農用区域から農業用施設用地への用途変更に関する審議が行われ決定しております。会長、代理、局長が出席しております。

次に、8月30日に福島県福島市飯坂町で行われた「平成24年度東北・北海道農業活性化フォーラム」であります。

東北、北海道の農業委員、事務局員1,700名が出席し開催されました。

フォーラムでは、「農業委員会系統組織を取巻く情勢の報告」「東日本大震災後における農業再生を目指して」と題した記念講演の後、事例発表があり「東日本大震災後における農業委員会活動について」「天童市における耕作放棄地の発生防止と解消活動について」「東日本大震災からの農業再生を目指して」の3件が発表されました。会長、代理が出席しております。

最後に、中標津町議会臨時議会が9月3日に開催され、町議会議員改選後最初の議会であり、議長、副議長、各常任委員会等の構成が選挙等により決定されております。会長が出席しております。

以上会務報告と致します。

議長 以上で会務報告を終わります。

日程3、報告第42号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第42号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」事務局よりご説明致します。

議案の51ページをお開きください。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名

貸主 中標津町字俵橋

借主 中標津町字俵橋

2. 解約する土地

所在	地番	現況地目	面積(m ²)	備考
		畑	226,576	

3. 利用権の種類 賃貸借権

4. 契約期間 平成23年6月4日から平成28年5月31日まで

5. 合意解約成立の日 平成24年3月31日

6. 解約の理由 合意解約

この案件については、先に合意解約通知を受けておりましたが、総会での報告漏れをしておりました。

内容につきましては、 氏からの申し出により、賃貸借していた農地を期間内解約するものであります。

(2)(3) は貸主・借主共に同一の為、一括して説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(2)

1. 当事者の住所、氏名

貸主 中標津町字依橋

借主 中標津町字依橋

2. 解約する土地

所在	地番	現況地目	面積(m ²)	備考
		畑	97,767の内 47,120	
"		"	83,533の内 33,533	
計2筆		畑	80,653	

3. 利用権の種類 賃貸借権

4. 契約期間 平成19年5月1日から平成29年4月30日まで

5. 合意解約成立の日 平成24年8月20日

6. 解約の理由 合意解約

(3)

1. 当事者の住所、氏名

貸主 中標津町字依橋

借主 中標津町字依橋

2. 解約する土地

所在	地番	現況地目	面積(m ²)	備考
		畑	106,727の内 52,000	

3. 利用権の種類 賃貸借権

4. 契約期間 平成20年4月1日から平成29年3月31日まで

5. 合意解約成立の日 平成24年8月20日

6. 解約の理由 合意解約

これら案件については、議案第65号(3)に関連するもので、氏より借主へ譲渡したい旨の申し出があり、現在賃貸借中の農地を期間内解約するものであります。

(以下、議案資料を朗読)

(4)

1. 当事者の住所、氏名

貸主 中標津町字依橋

借主 中標津町字依橋

2. 解約する土地

所在	地番	現況地目	面積(m ²)	備考
		畑	273,761の内 246,985	

3. 利用権の種類 賃貸借権

4. 契約期間 平成20年6月1日から平成25年5月31日まで

5. 合意解約成立の日 平成24年9月12日

6. 解約の理由 合意解約

この案件については、議案第65号(4)に関連するもので、氏より借主へ譲渡したい旨の申し出があり、現在賃貸借中の農地を期間内解約するものであります。

(以下、議案資料を朗読)

(5)

1. 当事者の住所、氏名
貸主 中標津町
借主 中標津町字西竹
2. 解約する土地

所在	地番	現況地目	面積(m ²)	備考
		畑	152,197	
"		"	150,743	
"		"	143,925	
"		"	33,120	
"		"	17,050	
"		"	1,259	
"		"	918	
"		"	35	
"		"	1,486	
"		"	632	
"		"	153	
"		"	2,482	
"		"	6,081	
"		"	593	
計14筆		畑	510,674	

3. 利用権の種類 賃貸借権
4. 契約期間 平成23年4月1日から平成33年3月31日まで
5. 合意解約成立の日 平成24年9月12日
6. 解約の理由 合意解約

この案件については、議案第62号(5)に関連するもので、氏の法人化に伴い、現在賃貸借中の農地を期間内解約するものであります。
以上です。

議長 以上で報告を終わります。
日程4、議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。
(1)と(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 房川委員。

房川委員 3番房川です。
議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)(2)について、関連しますので一括で説明致します。
(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業
貸主 中標津町字西竹 歳 無職
借主 中標津町字西竹 歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	16,591	牧草畑
"		"	"	5,639	"
"		"	"	19,791	"
計 3 筆			畑	42,021	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再度使用貸借するもの

借主 期間満了により再度使用貸借を受けるもの

4. 権利を移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (使用貸借)

5. 期間 平成24年9月26日から平成29年9月30日まで

6. 当事者の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	
人	人				牛頭

7. 見取図 別紙

(2)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 野付郡別海町

歳 無職

借主 中標津町字西竹

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	19,361	牧草畑
"		"	"	3,718	"
"		"	"	18,763	"
計 3 筆			畑	41,842	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再度使用貸借するもの

借主 期間満了により再度使用貸借を受けるもの

4. 権利を移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (使用貸借)

5. 期間 平成24年9月26日から平成29年9月30日まで

6. 当事者の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	
人	人				牛頭

7. 見取図 別紙

この2件の案件につきましては、以前から使用貸借により使用していた農地を再度期間延長して再設定するものであり、この農地は急傾斜地で耕作不利地なことから地域で他に利用希望者がなく、親戚である 氏が一括で貸借することになったものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1)と(2)の質疑に入ります。
 (「ありません」の声多数。)
 なければ質疑を打ち切ります。
 (3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
 (挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 2 番笠原です。
 議案第 6 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」(3)について、説明
 致します。
 (以下、議案資料を朗読)

(3)

1 . 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸 主 中標津町青葉台

歳 農業

借 主 中標津町青葉台

歳 農業

2 . 土地の表示

所 在	地 番	地 目		面 積 (m ²)	利用状況
		公 簿	現 況		
		畑	畑	24,695	牧草畑
"		原野	"	24,759	"
"		牧場	"	2,777	"
"		山林	"	7,946	"
"		畑	"	31,101	"
"		"	"	27,275	"
"		原野	"	2,451	"
"		"	"	3,250	"
"		畑	"	9,205	"
"		山林	"	4,440	"
"		牧場	"	1,304	"
"		山林	"	7,292	"
"		畑	"	11,996	"
"		"	"	47,426	"
"		山林	"	3,311	"
"		畑	"	11,793	"
"		"	"	25,752	"
"		山林	"	12,788	"
"		畑	"	55,364	"
"		"	"	8,325	"
"		宅地	"	495.8	"
"		山林	"	11,973	"
"		"	"	12,396	"
"		牧場	"	1,941	"
"		原野	"	22,739	"
"		"	"	47,700	"
"		畑	"	16,093	"
"		"	"	45,735	"
"		"	"	1,838	"
計 2 9 筆			畑	484,160.8	

3 . 許可を受けようとする事由

貸 主 後継者へ再度使用貸借する

借 主 再度使用貸借を受けて農業経営を継続する

4 . 移転の方法 利用権の設定 (使用貸借)

5. 当事者の経営状況

家族	農従者	経 営 地			家 畜 牛 頭
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
3人	3人	609,577		609,577	100

6. 見取図 別 紙

この案件につきましては、後継者に経営移譲し使用貸借している農地の期間満了に伴い再設定するものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 纓坂委員。

纓坂委員 15番纓坂です。

議案第62号(4)について、説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(4)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 野付郡別海町

歳 無職

借主 中標津町字協和

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地 目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	50,158	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

貸主 近隣農家に賃貸するもの

借主 経営規模拡大するもの

4. 移転の方法 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成24年9月26日から平成34年9月30日まで

6. 価格 年 175,000円

7. 資金調達法 自己資金 175,000円

8. 当事者の経営状況

家族	農従者	経 営 地			家 畜 牛 頭
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				

9. 見取図 別 紙

この案件につきましては、 氏の所有農地を近隣農家の 氏に賃貸借設定する
ものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上です。

- 議長 説明が終わりましたので、(4)の質疑に入ります。
 (「ありません」の声多数。)
 なければ質疑を打ち切ります。
 (5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
 (挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 5番杉本です。

議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請について」(5)について、説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(5)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

譲渡人 中標津町

歳 無職

譲受人 中標津町字西竹

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	152,197	牧草畑
"		"	採草放牧地	24,620	"
"		"	畑	150,743	"
"		"	採草放牧地	2,364	"
"		"	畑	143,925	"
"		"	"	33,120	"
"		"	"	17,050	"
"		"	"	1,259	"
"		公衆用道路	"	918	"
"		原野	"	35	"
"		"	"	1,486	"
"		公衆用道路	"	632	"
"		原野	"	153	"
"		牧場	採草放牧地	12,511	"
"		"	畑	2,482	"
"		畑	"	6,081	"
"		牧場	"	593	"
"		"	採草放牧地	2,658	"
計18筆 552,827m ²			畑	510,674	
			採草放牧地	42,153	

3. 許可を受けようとする事由

譲渡人 賃貸借していた農地を売却するもの

譲受人 農業生産法人化を期に、今まで賃貸借していた農地を購入するもの

4. 移転の方法 所有権の移転

5. 価格 36,267,000円

6. 資金調達方法 自己資金 36,267,000円

7. 当事者の経営状況

構 成 員	農 従 者	経 営 地			家 畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	牛 頭
人	人				

8. 見取図 別 紙

この案件につきましては、平成23年4月に滋賀県と中標津がひとつの農業経営として賃借により営農を開始しておりましたが、この度、 氏の法人設立に伴い中標津単独の農業経営となり、その法人が農業生産法人の各要件を満たしていることから、所有権の移転をするものです。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(5)の質疑に入ります。
 (「ありません」の声多数。)
 なければ質疑を打ち切ります。
 おはかり致します。
 本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認めます。
 よって本案は原案のとおり、可決されました。
 日程5、報告第43号「農地委員会開催報告について」を議題に供します。
 内容を委員長から報告願います。
 (挙手あり) 金刺委員長。

金刺委員 16番金刺です。
 (以下、議案資料を朗読)

平成24年9月5日(水)現地において農地委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。

審 議 内 容

1. による砂利採取の事前打合せについて

上記業者が、 氏所有農地の新たな一時転用により砂利採取を行うにあたり、「中標津町農地一時転用による砂利等採取審査要綱第2条」の事前打合せの申出があり協議した結果、次のとおり結論を得ております。

協議結果

本申出地は過去に砂利採取した農地に隣接している農地であり、原状の地形は凹凸のある農地である。採取後は、既存の農地と一体で利用できるように緩やかな傾斜により整理する計画であり、優良農地の保全が図られると判断し、申請相当としたところであります。

ただし、本申出地の隣接する農地について、土地所有者の利用計画を確認し、それを踏まえての判断も必要なこととなりました。

以上、農地委員会の開催報告と致します。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

以上で農地委員会の報告を終わります。

日程 6、議案第 6 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程致します。

(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 小沼委員。

小沼委員 1 2 番小沼です。

上程になりました、議案第 6 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」

(1) について説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名

貸主 中標津町字武佐

借主 中標津町東 3 2 条

2. 許可を受けようとする土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	備考
		公簿	現況		
		畑	畑	33,703 の内 11,508	
"		"	"	24,506 の内 5,760	
計 2 筆			畑	17,268	

3. 許可を受けようとする事由 砂利採取のため

4. 転用の期間 平成 2 4 年 1 1 月 1 日から平成 2 5 年 1 0 月 3 0 日まで

5. 権利の種類 使用貸借権

6. 採取量 砂利 1 2 , 4 8 8 m³

7. 最大切深 5 . 0 m

8. 見取図 別紙

この案件につきましては、砂利採取のため申請があったものです。

今回の申請地については 1 7 , 2 6 8 m²で、先の農地委員長の報告のとおり、9 月 5 日に会長、会長代理、農地委員会と第 1 地区推進班において現地確認しております。

高低差やうねりを解消し一体的な利用が可能となり、作業効率が上がるものと判断しました。

その後、私と事務局の吉田主査で 9 月 1 9 日に貸主である 氏の自宅において今後の砂利採取計画を確認したところ、今回の申請地は 2 年で取り終え、継続しての砂利採取は行わないことを確認しております。

地下資源採取のための申請でもあり、別添の農地法第 5 条調査書とおり一時転用は止むを得ないものと判断致しました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。
 (「ありません」の声多数。)
 なければ質疑を打ち切ります。
 (2) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
 (挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 5 番杉本です。
 上程になりました、議案第 6 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」
 (2) について説明致します。
 (以下、議案資料を朗読)

(2)

1. 当事者の住所、氏名
 貸主 中標津町字西竹
 借主 野付郡別海町

2. 許可を受けようとする土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	備考
		公簿	現況		
		畑	畑	42,561 の内 19,971	

3. 許可を受けようとする事由 砂利採取のため
 4. 転用の期間 平成 2 4 年 1 0 月 2 6 日から平成 2 5 年 1 0 月 2 5 日まで
 5. 権利の種類 賃貸借権
 6. 採取量 砂利 1 6 , 1 2 4 m³
 7. 最大切深 9 . 8 0 m
 8. 見取図 別紙

この案件につきましては、砂利採取のため申請があったものです。
 今回の申請地については 1 9 , 9 7 1 m² で、6 月 1 2 日に会長、会長代理、農地委員会と第 4 地区推進班において現地確認しております。

7 月の総会にて農地委員長が結果報告したとおり本申請地は傾斜地であり、採取することにより高低差やうねりを解消し、4 8 線側の平坦な農地と一体的な利用が可能となり、作業効率が上がるものと判断致しました。

地下資源採取のための申請でもあり、別添の農地法第 5 条調査書とおり一時転用は止むを得ないものと判断致しました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2) の質疑に入ります。
 (「ありません」の声多数。)
 なければ質疑を打ち切ります。
 おはかりいたします。
 本案は原案のとおり、北海道農業会議へ諮問することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認めます。
 よって本案は原案のとおり、諮問致します。
 日程 7、議案第 6 4 号「現況証明願いについて」を上程致します。
 (1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
 (挙手あり) 小沼委員。

小沼委員 1 2 番小沼です。
 上程になりました、議案第 6 4 号「現況証明願いについて」(1) について説明致します。
 (以下、議案資料を朗読)

- (1)
 1 . 申請人の住所、氏名
 中標津町西 9 条
 2 . 土地の表示

所在	地番	公簿	現況	面積 m ²	利用状況
		畑	農地・採草放牧地以外	4,502	原野

- 3 . 申請の理由
 地目変更登記のため
 4 . 見取図 別 紙

本案件につきましては、当申請地は農振地域外であり、もともと山林を伐採し砂利採取した跡地であります。今回相続した土地を整理するにあたり、地目変更登記のため申請があったものです。

第 1 地区推進班で現地確認したところ、農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものです。
 以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。
 (「ありません」の声多数。)
 なければ質疑を打ち切ります。
 (2) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
 (挙手あり) 纒坂委員。

纒坂委員 1 5 番纒坂です。
 上程になりました、議案第 6 4 号「現況証明願いについて」(2) について説明致します。
 (以下、議案資料を朗読)

- (2)
 1 . 申請人の住所、氏名
 中標津町字協和
 2 . 土地の表示

所在	地番	公簿	現況	面積 m ²	利用状況
		畑	農地・採草放牧地以外	25,422	農業施設用地
〃		畑	〃	8,460	〃

3. 申請の理由
地目変更登記のため
4. 見取図 別 紙

本案件につきましては、地目変更登記をするため申請があったものです。
離農農地を保有合理化事業により売り払うにあたり、農地以外の住宅・施設周りの土地を分筆して地目の整理をするものであります。
第3地区推進班で現地確認し、農地・採草放牧地以外の土地であると判断致しました。
以上です。

- 議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。
(「ありません」の声多数。)
なければ質疑を打ち切ります。
(3)から(5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 佐々木委員。

- 佐々木委員 13番佐々木です。
議案第64号「現況証明願いについて」(3)から(5)について説明致します。
(以下、議案資料を朗読)

- (3)
1. 申請人の住所、氏名
中標津町字依橋
2. 土地の表示

所 在	地 番	公 簿	現 況	面積 m ²	利用状況
		畑	農地・採草放牧地以外	11,149	農業施設用地

3. 申請の理由
地目変更登記のため
4. 見取図 別 紙

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。
当該地は、住宅周りの農業用施設用地として利用している農地を分筆し、農地以外の部分を除いて保有合理化事業により農地を整理するためのものです。
以上のことから農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものです。
(4)(5)につきましては、申請人が同じことから一括して説明します。
(以下、議案資料を朗読)

- (4)
1. 申請人の住所、氏名
中標津町東2条
(成年後見人 釧路市)
2. 土地の表示

所 在	地 番	公 簿	現 況	面積 m ²	利用状況
		牧場	農地・採草放牧地以外	1,854	宅地
〃		〃	〃	377	〃
〃		〃	〃	450	〃

3. 申請の理由
地目変更登記のため
4. 見取図 別 紙

(5)

1. 申請人の住所、氏名
中標津町東2条
(成年後見人 釧路市)
2. 土地の表示

所 在	地 番	公 簿	現 況	面積 m ²	利用状況
		牧場	農地・採草放牧地以外	3 4 0	宅地
"		"	"	4 4 6	"

3. 申請の理由
地目変更登記のため
4. 見取図 別 紙

本案件につきましては、都市計画区域内の準工業地域であり、現在は一般住宅や商業用施設地となっております。

現況から判断して農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

- 議 長 説明が終わりましたので、(3) から (5) の質疑に入ります。
(「ありません」の声多数。)
なければ質疑を打ち切ります。
(6) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

- 笠原委員 2 番笠原です。
議案第 6 4 号「現況証明願いについて」(6) について説明致します。
(以下、議案資料を朗読)

(6)

1. 申請人の住所、氏名
中標津町川西
2. 土地の表示

所 在	地 番	公 簿	現 況	面積 m ²	利用状況
		山林	農地・採草放牧地以外	24,490 の内 4, 3 7 8	原野
"		"	"	25,935 の内 3, 2 8 8	"
"		"	"	49,144 の内 4, 9 0 0	"

3. 申請の理由
農振開発行為申請・砂利採取計画認可申請のため
4. 見取図 別紙

この案件につきましては、継続的に砂利採取が行なわれている土地であり、本年も砂利採取をするために現況申請があったものです。

公簿上山林であり、現況につきましても農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(6) の質疑に入ります。
(「ありません」の声多数。)
なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程 8、議案第 6 5 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。
(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 櫻坂委員。

櫻坂委員 1 5 番櫻坂です。
議案第 6 5 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1) について説明致します。
(以下、議案資料を朗読)

(1)

1 . 当事者の住所、氏名、年齢、職業

譲渡人 中標津町字協和

歳 会社員

譲受人 札幌市中央区

2 . 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	2 9 , 0 6 0	牧草畑
〃		〃	〃	1 , 9 3 3	〃
〃		〃	〃	2 4 , 0 6 3	〃
〃		〃	〃	4 9 , 9 1 5	〃
〃		〃	〃	8 , 7 3 2	〃
〃		〃	〃	3 6 , 6 7 3	〃
〃		〃	〃	4 9 3	〃
〃		〃	〃	2 2 6	〃
〃		〃	〃	3 8 0	〃
〃		〃	〃	3 1 0	〃
〃		〃	〃	7 , 7 9 2	〃
〃		〃	〃	1 6 4	〃
〃		〃	〃	1 3 5	〃
〃		〃	〃	4 0 , 0 9 5	〃
〃		〃	〃	1 0 , 1 7 5	〃
〃		〃	〃	4 9 , 8 0 3	〃

		畑	畑	9,539	牧草畑
"		"	"	6,710	"
"		"	"	3,472	"
"		"	"	11,307	"
"		"	"	11,480	"
"		"	"	55,376	"
"		"	"	1,956	"
"		"	"	2,273	"
"		"	"	1,655	"
"		"	"	14,633	"
"		"	"	33,034	"
"		"	"	9,346	"
"		"	"	68,783	"
"		"	"	6,966	"
"		"	"	4,165	"
"		"	"	42,503	"
"		"	"	418	"
"		"	"	537	"
"		"	"	65,707	"
"		"	"	20,337	"
"		"	"	10,248	"
"		"	"	133	"
"		"	"	549	"
"		"	"	594	"
計40筆			畑	641,670	

3. 許可を受けようとする事由

譲渡人 農地保有合理化促進事業により売り渡すもの

譲受人 農地保有合理化促進事業により買い入れるもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 所有権の移転

5. 価 格 42,388,000円

6. 資金調達方法 北海道信連資金による 42,388,000円

7. 譲受人の経営状況 につき省略

8. 適 用 農業経営基盤強化促進事業

9. 見 取 函 別 紙

本案件については、 氏の離農に伴い農地保有合理化促進事業により一括して農地を に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

(2)から(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 佐々木委員。

佐々木委員 13番佐々木です。

議案第65号(2)から(4)について説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(2)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業
 譲渡人 中標津町字依橋
 譲受人 札幌市中央区

歳 無職

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	215,421	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由
 譲渡人 農地保有合理化促進事業により売り渡すもの
 譲受人 農地保有合理化促進事業により買い入れるもの
4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 所有権の移転
5. 価格 15,625,000円
6. 資金調達方法 北海道信連資金による 15,625,000円
7. 譲受人の経営状況 につき省略
8. 適用 農業経営基盤強化促進事業
9. 見取図 別紙

本案件につきましては、 氏の離農農地の売却に伴い農地保有合理化促進事業により 売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

(3)(4)は譲受者が同一のため一括して説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(3)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業
 譲渡人 中標津町字依橋
 譲受人 中標津町字依橋

歳 無職
歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	44,866	牧草畑
"		"	"	35,819	"
"		"	"	41,531	"
計 3 筆			畑	122,216	

3. 許可を受けようとする事由
 譲渡人 賃貸借していた農地を分筆し、近隣農家に譲渡するもの
 譲受人 譲渡を受け経営規模拡大するもの
4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 所有権の移転
5. 価格 9,319,000円
6. 資金調達方法 農業経営基盤強化資金 9,300,000円
自己資金 19,000円
7. 譲受人の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	
人	人				牛頭

8. 適用 農業経営基盤強化促進事業
9. 見取図 別紙

(4)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

譲渡人 中標津町字俵橋

歳 無職

譲受人 中標津町字俵橋

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	134,806	牧草畑
"		"	"	2,975	"
"		"	"	5,900	"
計 3 筆			畑	143,681	

3. 許可を受けようとする事由

譲渡人 賃貸借していた農地を分筆し、近隣農家に譲渡するもの

譲受人 譲渡を受け経営規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 所有権の移転

5. 価格 11,063,000円

6. 資金調達方法 農業経営基盤強化資金 11,000,000円

自己資金 63,000円

7. 譲受人の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	牛頭
人	人				

8. 適用 農業経営基盤強化促進事業

9. 見取図 別紙

この2件の案件につきましては、氏・氏がそれぞれ氏に賃貸借していた農地を分筆して売り渡すもので、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(2)から(4)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

(5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 小沼委員。

小沼委員 12番小沼です。

議案第65号(5)について説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(5)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

譲渡人 中標津町西9条

歳 無職

譲受人 中標津町字武佐

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
		山林	畑	7,154	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

譲渡人 賃貸借していた農地を近隣農家に譲渡するもの

譲受人 譲渡を受け経営規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 所有権の移転

5. 価格 529,000円

6. 資金調達方法 自己資金 529,000円

7. 譲受人の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜 牛頭
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				

8. 適用 農業経営基盤強化促進事業

9. 見取図 別紙

この案件につきましては、氏が 氏に賃貸借していた農地を売り渡すものであります。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(5)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

(6)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 2番笠原です。

上程になりました、議案第65号(6)について説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(6)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字俣落

歳 農業

借主 中標津町字俣落

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		山林	畑	73,908の内 18,000	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再設定するもの

借主 期間満了により再設定するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成24年9月27日から平成25年6月30日まで

6. 価格 年 72,000円

7. 資金調達方法 自己資金 72,000円

8. 借主の経営状況

家 族	農 従 者	経 営 地			家 畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				牛 頭

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別 紙

この案件につきましては、賃貸借期間の満了に伴い、期間を延長し再契約するものであります。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(6)の質疑に入ります。
 (「ありません」の声多数。)
 なければ質疑を打ち切ります。
 おはかり致します。
 本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認めます。
 よって本案は原案のとおり、可決されました。
 日程9、議案第66号「農業経営基盤強化促進法第13条の2の規定による買入協議の要請について」を上程致します。
 (1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
 (挙手あり) 氏家委員。

氏家委員 4番氏家です。
 議案第66号「農業経営基盤強化促進法第13条の2の規定による買入協議の要請について」(1)について説明致します。
 (以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 所有権移転のあつせん申出者の住所、氏名
中標津町字当幌
2. 申出を受けた年月日
平成24年7月31日
3. 農地保有合理化法人を含めた調整経過
平成24年8月10日農地保有合理化法人及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。
4. 当該農用地の利用集積に係る意見
当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農

地保有合理化法人による買入が特に必要である。

土地の表示		()		
所 在	地 番	公簿地目	現況地目	面 積 (㎡)
		畑	畑	4,881
〃		畑	畑	19,623
〃		畑	畑	2,045
〃		畑	畑	26,983
〃		畑	畑	23,553
〃		畑	畑	3,619
〃		畑	畑	46,810
〃		畑	畑	31,228
〃		畑	畑	11,903
〃		畑	畑	37,628
〃		畑	畑	2,651
〃		畑	畑	51,156
〃		畑	畑	1,969
〃		畑	畑	10,000
〃		畑	畑	25,586
〃		畑	畑	33,690
〃		畑	畑	96,823
〃		畑	畑	3,491
〃		畑	畑	1,486
〃		畑	畑	1,426
		畑	畑	52,357
〃		畑	畑	3,079
計 2 2 筆			畑	4 9 1 , 9 8 7
			採草放牧地	
			合 計	4 9 1 , 9 8 7

今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、22筆491,987㎡でございます。

この案件につきましては 氏より農地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関との農地あっせん会議を開催した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには農地保有合理化法人による買入が必要と判断したものです。

中標津町長に対し農地保有合理化法人に農地の買入協議を行なう旨の通知を行うように要請をするものであります。

なお、この農地保有合理化法人が買い入れた後5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。

以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、要請致します。
日程 10、議案第 67 号「農地法第 6 条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。
内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地主査。

農地主査 議案第 67 号「農地法第 6 条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。
49 ページの 2 をお開きください。
今回の定期報告につきましては 1 件で、平成 24 年度分でございます。
で、記載のとおり農業生産法人要件を全て満たしているものと考えております。
以上で議案の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
(「ありません」の声多数。)
なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、承認されました。
日程 11、報告第 44 号「農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。
内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 5 番杉本です。
報告第 44 号「農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」
(1) について説明致します。
59 ページをお開きください。
(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 届出人の住所、氏名 野付郡別海町

2. 許可年月日、許可番号 平成 23 年 10 月 25 日付 根農務第 1633 号

- 3. 許可地の所在 中標津町字西竹156番地1
 - 4. 転用目的 砂利採取
 - 5. 事業計画の期間 平成23年10月26日から平成24年10月25日まで
 - 6. 事業完了年月日 平成24年8月31日
 - 7. 完了検査年月日 平成24年9月20日
-

平成24年9月20日、第4地区推進班において現地確認をしまして、計画通り整地され良好な状態で完了されていたことを確認致しました。

以上でございます。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。
(「ありません」の声多数。)
なければ質疑を打ち切ります。
以上で事業完了届についての報告を終わります。
以上で本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第13回総会を閉会致します。
ご苦労様でした。

(閉会 11時20分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年9月26日

会 長 _____

9 番 _____

10番 _____